

1分間でサルでもわかる!?

『まんが de 人事労務』

<その2>『小さなケガでも労災?』



サル吉君、カッターで手を切っただけでも労災になるんだよ！
なぜなら今回のケースは、『①仕事中に』書類をカッターで切る『②業務が原因』
で発生した「業務災害」によるケガだからさ。



人事労務のプロ
『サルの社労士』

入社2年目
サラリーマン
『サル吉』
(さるきち)



“業務災害”?

カッターで手を切っただけなのに災害なんて大げさだね〜。

確かに言葉だけ聞くと、大げさに思えるのかもしれないね(笑)。
ただ、労災保険が適用になるかを判断する際には、そのケガが“業務災害”
として認められるかどうか重要になってくるんだよ。



ふーん。今回のケガは業務災害だから労災になるんだね。
ところで、最初に言ってた①と②はどういう意味なの?

いい質問だね!サル吉君!
実は業務災害に認定されるには2つの要件があって、それが①と②なんだ。
①は『業務遂行性』で、②は『業務起因性』と呼ばれているよ。



『ぎょうむすいこうせい』? 『ぎょうむきいんせい』?

あまり聞き慣れない言葉だから、イメージしづらいよね。
簡単に説明するとこんな感じだよ。

- ①『業務遂行性』・・・業務中かどうか（例：社内で工作中・外回り営業中）
 - ②『業務起因性』・・・ケガの原因が業務によるものか（業務に関係なく単に持病が悪化したケースなどは認められない）
- この①と②の要件が揃って、はじめて業務災害と認定されるんだ。



なるほどね！
つまり、仕事に関係なければ労災にならないってことなんだね。

その通り！サル吉君がしっかり理解してくれて安心したよ！
ところで、今回は“業務災害”について説明したけど、労災保険の対象には実はもうひとつあって、それは『通勤災害』なんだ。
つまり、業務中だけじゃなくて、通勤中のケガなんかも労災になるのさ。
次回はこの『通勤災害』について詳しく説明するからね！



はーい！
じゃあ暇があったら予習しておきます！（笑）

業務災害に認定されると、労災による保険給付の対象となります。
業務災害とは、業務上の事由によって労働者が負傷、疾病、障害又は死亡することをいいます。
この「業務」については、明文化された定義がないので、少し理解がしづらいかもかもしれません。
業務災害は、「業務中か（業務遂行性）」ということと、「業務に起因しているか（業務起因性）」という2つの点を満たせば認められるとされています。

逆に言うと、この2つの要件を満たさなければ業務災害とは認められません。

◎業務遂行性とは・・・

労働者が労働契約に基づいて、事業主の支配下にある状態。

作業準備中・作業中・休憩時間・後片付け中等の業務施設内での行動や出張中等がこれにあたります。

◎業務起因性とは・・・

業務に起因して災害が発生し、その災害が傷病等の原因となったこと。（相当因果関係の有無）

業務と傷病等との間に一定の因果関係が認められることが要件となります。

また、労災保険で認められている業務上の疾病には『災害性疾病』と『職業性疾病』があり、

どちらも、業務が原因で疾病になったことが、認定条件となっています。



“中小企業の人事労務”は『ヤマダ総合公認会計士事務所・人事労務事業部』へ！

お問い合わせはこちらをクリック ⇒ info@yamadasougou.co.jp

